

「健康づくり担当者更新研修」受講に関するフロー図

Q1 あなたの勤務先の事業所の青森県健康経営事業所の有効期間の満了日は、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）中ですか？

いいえ

有効期限の満了日が、令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）以降の場合は、令和3年度（令和4年2月頃予定）以降の更新研修を受講して下さい。

※満了日の属する年度の前年度の更新研修を受講することになります。

はい

Q2 あなたは勤務先の事業所が青森県健康経営事業所として認定された時の健康づくり担当者ですか？

※人事異動等で認定時の健康づくり担当者と現在の健康づくり担当者が異なる場合は「いいえ」を選んでください。

いいえ

Q3 あなたは、次のいずれかの研修を修了していますか？

- ・令和2年度健康づくり担当者養成研修（県事業）
- ・県が上記研修と同等の研修と認めた令和2年度に開催された下記のリーダー育成研修（健やか隊員育成プログラム）

| 主催者 | 実施時期 |
|-------|------------|
| JA共済連 | 令和2年10月14日 |
| 青森市 | 令和2年10月23日 |

※現在の健康づくり担当者が、令和2年度に実施された上記の研修を修了している場合、健康づくり担当者更新研修を受講する必要はありません。上記研修を修了したことをもって、健康づくり担当者更新研修受講の要件を満たすこととなります。

令和3年2月に実施予定の更新研修を受講してください。

いいえ

青森県健康経営認定制度で必須要件として設置を求めている「健康づくり担当者」となるためには、県医師会健やか力推進センターの養成研修を修了する必要があります。

※令和3年度中に更新期限が到来する事業所にあつては、令和3年度更新申請前に「健康づくり担当者」養成研修を新たに修了して更新申請をすることも可能です。

※令和3年度の研修日程等は決まり次第、県ホームページ等でお知らせいたします。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/aomori-kenkoukeiei.html>

青森県 健康経営

